

個人情報ファイル簿（単票）

【建設課・上下水道担当】

個人情報ファイルの名称	水道料金及び下水道使用料に関するファイル簿	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金及び下水道使用料の調定	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 水道料金及び下水道使用料調定額、4 使用者口座情報	
記録範囲	水道及び下水道を使用する者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町建設課	
	(所在地) 〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	対象となる簡易水道使用者に対し、水道法第 15 条 3 項に基づき給水停止ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 2 日